

四半期報告書

(第26期第1四半期)

日本オラクル株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	26
3 【役員の状況】	26
第5 【経理の状況】	27
1 【四半期財務諸表】	28
2 【その他】	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	38

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月15日

【四半期会計期間】 第26期第1四半期（自平成22年6月1日至平成22年8月31日）

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【電話番号】 03（6834）6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【電話番号】 03（6834）6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第25期 第1四半期 累計(会計)期間	第26期 第1四半期 累計(会計)期間	第25期
会計期間	自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日	自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日	自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日
売上高 (百万円)	25,754	29,738	110,833
経常利益 (百万円)	8,441	7,666	39,149
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,845	4,522	22,862
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	22,290	22,299	22,292
発行済株式総数 (千株)	127,091	127,096	127,092
純資産額 (百万円)	76,289	77,425	85,573
総資産額 (百万円)	108,493	116,521	125,951
1株当たり純資産額 (円)	596.40	603.63	668.10
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	38.13	35.59	179.89
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	35.58	179.88
1株当たり配当額 (円)	—	—	170
自己資本比率 (%)	69.9	65.8	67.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,823	4,718	29,677
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,057	3,939	△2,183
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△12,723	△12,704	△21,602
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	19,621	19,307	23,354
従業員数 (名)	2,175	2,585	2,092

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表は作成していませんので、連結経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には消費税等は含まれていません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載していません。

4 第25期第1四半期会計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については希薄化効果を有している潜在株式がないため、記載していません。

2 【事業の内容】

当社は、平成22年6月1日より「ハードウェア・システムズ事業」を開始いたしました。

当社の実質的な親会社であるオラクル・コーポレーションが行った米国サン・マイクロシステムズ・インクの買収完了に伴い、従来、サン・マイクロシステムズ株式会社（東京都世田谷区）が取り扱っていた製品および関連サービス等の販売・提供を開始いたしました。

これに伴い、オラクル・コーポレーションの子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（以下、「OIS」）より、同日付で、出向社員500名を新たに受け入れました。

* サン・マイクロシステムズ株式会社は平成22年6月1日付で、OIS（存続会社）と合併いたしました。

(1) ハードウェア・システムズ事業の内容

主にサーバーとストレージ製品等の販売および関連サービス等の提供を行うものであります。

(2) 当社の営業活動に対する影響

従来製品であるデータベースからミドルウェア、ビジネス・アプリケーション等のソフトウェアに、新たにハードウェアが加わり、ITの全層にわたる製品やサービスのラインナップがそろい、お客様にトータルソリューションを提供できる体制を確立いたしました。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年8月31日現在

従業員数(名)	2,585
---------	-------

- (注) 1 上記従業員は就業人員であり、他社からの受入出向社員（735名）、嘱託社員（1名）を含んでおります。
2 上記従業員のうち、OISからの出向社員は734名です。
3 平成22年6月1日付でOISが旧サン・マイクロシステムズ株式会社を統合したことにより、OISからの受入出向社員が約500名増加しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を適用しております。

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)
ソフトウェア・ライセンス	3,050
アップデート&プロダクト・サポート	6,739
ハードウェア・システムズ	2,954
サービス	2,590
合計	15,334

- (注) 1 金額は、売上原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社の事業はオラクル・コーポレーションの開発した製品の販売およびそれに付随する関連サービスの提供が主体であり、個別受注生産という概念に該当する業務の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		販売高(百万円)
ソフトウェアライセンス		
データベース&ミドルウェア		6,231
アプリケーションズ		1,106
ソフトウェアライセンス計		7,337
アップデート&プロダクトサポート		
アップデート&プロダクトサポート計		15,185
ハードウェア・システムズ		
ハードウェア・システムズ・プロダクト		182
ハードウェア・システムズ・サポート		3,168
ハードウェア・システムズ計		3,351
サービス		
アドバンスト・サポート		804
エデュケーションサービス		411
コンサルティングサービス		2,646
サービス計		3,862
合 計		29,738

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間		相手先	当第1四半期会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)		金額(百万円)	割合(%)
日本電気株	2,940	11.4	日本電気株	3,379	11.4
富士通株	2,684	10.4	—	—	—

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、事業等のリスクに関する重要な変更はありません。

なお、日米税務当局間の移転価格に関する仮合意に基づき、オラクル・インターナショナル・コーポレーションに対する当事業年度（自平成22年6月1日 至平成23年5月31日）以降のロイヤルティ料率が引き上げられることとなりました。当該料率の変更については当第1四半期の四半期財務諸表に適切に反映されております。

詳細は「4 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (1) 経営成績の分析 ① 業績の状況」および第25期有価証券報告書「4 [事業等のリスク] (1) オラクル・コーポレーションとの関係 ②ロイヤルティの料率および適用範囲の変更の可能性」をご参照ください。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の四半期財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この四半期財務諸表の作成にあたっては、決算日における資産および負債の金額、収益および費用の金額に影響を与えるような仮定、見積り、判断を必要とします。過去の経験や状況に応じ合理的と判断した入手可能な情報に基づいた仮定、見積り、判断であっても、仮定あるいは条件の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。また、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

当事業年度（自平成22年6月1日 至平成23年5月31日）は、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用初年度であるため、比較、分析に用いたセグメント別の数値に関する前年同期比増減額および増減率は参考として記載しております。なお、当期から新設されたハードウェア・システムズを除き、従来の区分からの実質的な変更はありません。

(1) 経営成績の分析

① 業績の状況

当四半期における日本国内の経済環境は、新興国の需要回復等を背景に企業業績は緩やかな回復基調にありますが、急激な円高の進展など先行きの不透明感も強く、企業のIT投資の抑制傾向は継続しております。

当社の実質的な親会社であるオラクル・コーポレーションが行った米国サン・マイクロシステムズ・インクの買収完了に伴い、平成22年6月1日付でサン・マイクロシステムズ株式会社（東京都世田谷区）は日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（オラクル・コーポレーションの子会社、以下OIS）を存続会社として合併いたしました。これに伴い、当社は旧サン・マイクロシステムズ株式会社が取扱っていた製品および関連サービス等の取り扱いを当事業年度より開始いたしました。従来から提供していたデータベース、ミドルウェア、アプリケーションズ等のソフトウェアや関連サービスに、サーバーやストレージ等ハードウェアが加わり、企業活動で利用されるITの全層にわたる製品やサービスのラインナップがそろいました。そして、これらをオラクルのトータルソリューションとしてお客様に提供するべく、営業体制の整備やパートナー様との協業の強化を進めてまいりました。

当社は、親会社であるオラクル・コーポレーションの知的財産権の保有・管理を行っているオラクル・インターナショナル・コーポレーションと販売代理店契約、およびOISと相互に販売許諾契約を結んでおり、これらの契約に基づき、オラクル・コーポレーションより日本市場向けに製品の供給を受け、その対価として当該製品の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーション、一部製品についてはOISに支払っております。この度、日米の税務当局間にて、ロイヤルティの料率変更に関する相互協議を伴う事前確認（Advance Pricing Agreement、以下APA）が行われ、料率の変更について仮合意に達しました。この仮合意の内容に基づき、当社は、オラクル・インターナショナル・コーポレーションと締結している販売代理店契約をAPAの最終合意を前提として、変更する準備を進めております。これにより、当事業年度以降のロイヤルティ料率が引き上げられることとなります。なお、当該料率の変更については当第1四半期の四半期貸借対照表、四半期損益計算書および四半期キャッシュ・フロー計算書に適切に反映されております。

② 売上高

売上高は、IT投資の抑制が続く厳しい環境において、29,738百万円となり、前第1四半期会計期間（以下、「前年同期」）比3,983百万円、15.5%増となりました。各セグメント別の概況は以下のとおりです。

[ソフトウェア・ライセンス]*1

売上高は7,337百万円（前年同期比527百万円、6.7%減）となりました。

当セグメントは企業活動で利用される様々なソフトウェアの新規ライセンスを販売しており、データベース管理ソフトおよびミドルウェアの新規ライセンスを販売するデータベース&ミドルウェアならびにERP等の業務アプリケーションの新規ライセンスを販売するアプリケーションズ*2から構成されます。

(i) データベース&ミドルウェア

データベース&ミドルウェアの売上高は6,231百万円（前年同期比7.8%減）となりました。

企業のIT基盤やクラウド環境構築に対応した販売施策の強化、Exadata等の高付加価値製品やビジネスの変化に柔軟に対応できる各種ミドルウェア製品群の拡販を進めてまいりました。平成22年7月より、高性能Java Virtual Machine (JVM)、「Oracle JRockit」の最新版「Oracle JRockit R28」の提供を開始、さらに包括的なデータ統合ソリューションを提供する戦略拡充のため「Oracle GoldenGate」および企業の業務プロセス連携、コスト削減およびコンテンツのセキュリティ強化を支援するコンテンツ管理の製品群「Oracle Enterprise Content Management Suite 11g」の提供を開始いたしました。

(ii) アプリケーションズ

アプリケーションズの売上高は1,106百万円（前年同期比0.2%増）となりました。

アプリケーションズは、ERPを軸にお客様の成長を支援する様々な業務アプリケーション製品やお客様の業界の業務に特化した製品を提供してまいりました。平成22年6月に、中堅企業向け業務アプリケーションのパートナー支援プログラム「Oracle Accelerate」のソリューションを追加いたしました。また、同年7月には製造業の製品開発や電力施設などの社会インフラ関連施設の保守業務における技術情報などの可視化と連携を支援するアプリケーションの最新版「Autovue enterprise visualization 20.0」、中長期計画から単年度予算や業績予測、事業計画まで連携させることで、企業の内外で起こる変化に迅速に対応する統合計画アプリケーション製品群「Oracle Hyperion Enterprise Planning Suite」、さらに連結経営管理を強化するアプリケーション製品群「Oracle Hyperion Financial Close Suite」の提供を開始いたしました。

[アップデート&プロダクト・サポート]

売上高は15,185百万円（前年同期比522百万円、3.6%増）となりました。

当セグメントはソフトウェア・ライセンスの更新権や技術サポートの提供を行っています。

先行き不透明な環境が続く、新規投資が抑制される中、既存の業務システムの運用を安定的に継続していきたいというお客様のニーズに確実に対応し、サポートレベルの向上に努めるとともに、パートナー様との協業も推進することで、新たにライセンスを購入されたお客様からの新規契約と既存のお客様からの更新契約を確保してまいりました。

[ハードウェア・システムズ]

売上高は3,351百万円となりました。*3

当セグメントは、当期より新たに設立され、サーバーやストレージ等のハードウェアやそれらのオペレーティングシステム等の販売を行う「ハードウェア・システムズ・プロダクト」、ならびにハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンスの提供、およびオペレーティングシステム等の更新版の提供を行う「ハードウェア・システムズ・サポート」から構成されます。

ハードウェア・システムズ・プロダクトの売上高、ハードウェア・システムズ・サポートの売上高はそれぞれ、182百万円、3,168百万円となりました。*4

[サービス]

売上高は3,862百万円（前年同期比636百万円、19.7%増）となりました。

当セグメントは、アウトソーシングサービスや予防保守サービス等の付加価値サービスを提供する「アドバンスト・サポート」、技術者や利用者向けの研修事業や技術資格の認定事業を提供する「エデュケーションサービス」、当社製品の導入支援を行う「コンサルティングサービス」から構成されております。

アドバンスト・サポートは、ハードウェア・システムズ向けの付加価値サービスの提供を開始したことや「Oracle On Demand」が好調に推移し、売上高は804百万円（前年同期比9.4%増）となりました。

エデュケーションサービスは、厳しい経済環境において、特にパートナー様やユーザー企業の新入社員向けの研修需要が減少した影響を受け、売上高は411百万円（前年同期比29.3%減）となりました。

コンサルティングサービスは、主にアプリケーションズの導入支援コンサルティングが増加したことにより、売上高は2,646百万円（前年同期比38.6%増）となりました。

- *1. ソフトウェア・ライセンス：従来のソフトウェア・プロダクトから名称を変更いたしました。
- *2. アプリケーションズ：従来のビジネス・アプリケーションから名称を変更いたしました。
- *3. ハードウェア・システムズは当事業年度設立のため、前年同期比はありません。
- *4. 旧サン・マイクロシステムズ株式会社がパートナー企業と締結していたハードウェア・システムズ・プロダクトに関する販売代理店契約は、存続会社であるOISが引き継いでおります。現在、この契約をオラクル・グループの契約条件に変更し、契約主体をOISより当社へ移管する手続を進めております。本手続の完了までは、ハードウェアに関する売上高および関連費用は当社に計上されません。したがって、当第1四半期会計期間においては、従来より当社が取り扱っております製品に係る売上高および関連費用のみが計上されております。
なお、旧サン・マイクロシステムズ株式会社が販売したハードウェアに関するサポート業務については当事業年度開始時より当社に移管・統合されております。

③ 営業利益

営業利益は7,592百万円となり、前年同期比745百万円、8.9%減となりました。

売上原価は、平成22年6月より開始したハードウェア・システムズ部門新設に伴う商品仕入高等が新たに発生し、またロイヤルティ料率変更に伴うロイヤルティ、人員増による人件費、コンサルティング業務に係る業務委託費等が増加いたしました。販売費及び一般管理費では、人件費、広告宣伝費が増加し、業務委託費が減少いたしました。

各セグメントごとの営業利益は以下のとおりです。

セグメントの名称	営業利益(百万円)
ソフトウェア・ライセンス	166
アップデート&プロダクト・サポート	8,067
ハードウェア・システムズ	283
サービス	598

④ 営業外損益および経常利益

経常利益は、受取利息等を営業外収益として計上した結果、7,666百万円となり、前年同期比774百万円、9.2%減となりました。

⑤ 四半期純利益

四半期純利益は、特別損益として事業構造改善費用等を計上した結果、4,522百万円となり、前年同期比322百万円、6.7%減となりました。

(2) 財政状態の分析

当社における第1四半期においては、例年、期末配当と法人税等の納付があり、流動資産、純資産は前事業年度末から減少する傾向があります。

当第1四半期会計期間末における総資産は116,521百万円（前事業年度末比9,429百万円減）となりました。流動資産は71,183百万円（前事業年度末比9,397百万円減）となりました。これは、期末配当の支払い等によるものです。

負債は39,096百万円（前事業年度末比1,281百万円減）、純資産は77,425百万円（前事業年度末比8,148百万円減）となりました。この結果、自己資本比率は65.8%（前事業年度末比1.6ポイントダウン）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期会計期間におけるキャッシュ・フローは営業活動によるキャッシュ・フローが4,718百万円のキャッシュ・イン、投資活動によるキャッシュ・フローが3,939百万円のキャッシュ・イン、財務活動によるキャッシュ・フローが12,704百万円のキャッシュ・アウトとなり、当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ4,047百万円減少し、19,307百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、4,718百万円（前年同期比3,105百万円減）となりました。これは主に、税引前四半期純利益（7,609百万円）の計上、売上債権の減少（1,980百万円）及び前受金の増加（2,743百万円）があったものの、法人税等の支払（8,323百万円）を行ったことなどによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、3,939百万円（前年同期比3,117百万円減）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出（5,000百万円）の一方、定期預金の払戻による収入（9,000百万円）があったことによるものです。前年同期比で投資活動によるキャッシュ・インが減少したのは、前第1四半期においては、Oracle USA, Inc.に対する短期貸し付け（37,015百万円）の回収（回収額は定期預金30,000百万円に振り向け）があったことが要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、12,704百万円（前年同期比18百万円減）となりました。これは主に配当金の支払によるものであります。

(4) 対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間において、重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	511,584,909
計	511,584,909

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年8月31日)	提出日現在 発行数(株)(注)1 (平成22年10月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127,096,471	127,097,471	東京証券取引所 市場第一部	(注)2
計	127,096,471	127,097,471	—	—

- (注) 1. 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月（平成22年10月1日から当四半期報告書提出日まで）に新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。
2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議(平成14年9月24日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(注)1	1,485個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	148,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,870円
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,870円 1株当たり資本組入額 1,935円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日(平成14年10月1日)の属する月の前月(平成14年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議(平成15年9月24日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(注)1	1,677個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	167,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,931円
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 5,931円 1株当たり資本組入額 2,966円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日(平成15年10月1日)の属する月の前月(平成15年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ)平成16年8月25日定時株主総会決議(平成16年9月28日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)	
新株予約権の数(注)1	1,681個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	168,100株	
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,583円	
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格	5,583円
	1株当たり資本組入額	2,792円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日(平成16年10月1日)の属する月の前月(平成16年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(二) 平成17年8月24日定時株主総会決議(平成17年9月28日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)	
新株予約権の数(注) 1	2,075個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	207,500株	
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,000円	
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格	5,000円
	1株当たり資本組入額	2,500円
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月(平成17年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日)の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(ホ) 平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(注)1	1,944個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	194,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,490円
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日から平成28年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 7,222円 1株当たり資本組入額 3,611円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日(平成18年12月25日)の属する月の前月(平成18年11月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)	
新株予約権の数(注)1	2,200個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	220,000株	
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,240円	
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から平成29年8月29日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格	6,725円
	1株当たり資本組入額	3,363円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年10月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,240円は発行日(平成19年10月15日)の属する月の前月(平成19年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額5,240円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,485円を合算しております。

(ト)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年6月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(注)1	340個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	34,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,679円
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日から平成29年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 5,572円 1株当たり資本組入額 2,786円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年6月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「「(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額4,679円は発行日(平成20年6月30日)の属する月の前月(平成20年5月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,679円と発行日の終値4,330円との比較により、4,679円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成22年6月30日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成24年6月30日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 「(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,679円と新株予約権付与時における公正な評価単価893円を合算しております。

(チ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(注)1	2,595個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	259,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,787円
新株予約権の行使期間	平成22年10月15日から平成30年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 5,523円 1株当たり資本組入額 2,762円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年9月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,787円は発行日(平成20年10月15日)の属する月の前月(平成20年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,787円と発行日の終値4,110円との比較により、4,787円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成22年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成24年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,787円と新株予約権付与時における公正な評価単価736円を合算しております。

(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年12月23日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)	
新株予約権の数(注)1	50個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	5,000株	
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,819円	
新株予約権の行使期間	平成23年1月15日から平成30年12月23日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格	4,469円
	1株当たり資本組入額	2,235円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年12月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「〔(チ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)〕の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額3,819円は発行日(平成21年1月15日)の属する月の前月(平成20年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,819円と発行日の終値3,640円との比較により、3,819円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成23年1月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成25年1月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 「(チ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,819円と新株予約権付与時における公正な評価単価650円を合算しております。

(ヌ)平成21年8月27日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成21年9月25日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(注)1	2,910個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	291,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,930円
新株予約権の行使期間	平成23年10月15日から平成31年9月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 4,579円 1株当たり資本組入額 2,290円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成21年9月25日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,930円は発行日(平成21年10月15日)の属する月の前月(平成21年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,812円と発行日の終値3,930円との比較により、3,930円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成23年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成25年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,930円と新株予約権付与時における公正な評価単価649円を合算しております。

(ル)平成21年8月27日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成22年6月30日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(注)1	100個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	10,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,640円
新株予約権の行使期間	平成24年7月15日から平成32年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 5,318円 1株当たり資本組入額 2,659円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成22年6月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「「(ヌ)平成21年8月27日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成21年9月25日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額4,640円は発行日(平成22年7月15日)の属する月の前月(平成22年6月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,362円と発行日の終値4,640円との比較により、4,640円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成24年7月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成26年7月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 「(ヌ)平成21年8月27日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成21年9月25日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,640円と新株予約権付与時における公正な評価単価678円を合算しております。

② 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション

(イ)平成13年8月23日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	182,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,780円
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 11,780円 1株当たり資本組入額 5,890円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月1日～ 平成22年8月31日 (注)	3,800	127,096,471	7	22,299	7	33,737

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,515,200	1,265,152	—
単元未満株式	普通株式 573,071	—	—
発行済株式総数	127,092,671	—	—
総株主の議決権	—	1,265,152	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,150株(議決権の数21個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本オラクル株式会社	東京都港区北青山2丁目 5番8号	4,400	—	4,400	0.0
計	—	4,400	—	4,400	0.0

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 6月	7月	8月
最高(円)	4,535	4,715	4,620
最低(円)	4,100	4,365	4,225

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,305	59,353
受取手形及び売掛金	13,517	15,497
有価証券	5,002	3,001
商品及び製品	2	3
その他	3,357	2,727
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	71,183	80,580
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※ 15,712	※ 15,889
土地	26,057	26,057
その他（純額）	※ 1,495	※ 1,541
有形固定資産合計	43,265	43,488
無形固定資産	46	49
投資その他の資産		
その他	2,035	1,842
貸倒引当金	△9	△9
投資その他の資産合計	2,025	1,832
固定資産合計	45,338	45,370
資産合計	116,521	125,951
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,336	5,994
未払金	3,109	3,366
未払法人税等	3,214	8,617
前受金	21,855	19,111
賞与引当金	639	1,237
その他の引当金	33	22
その他	1,815	1,937
流動負債合計	39,005	40,287
固定負債		
その他	91	91
固定負債合計	91	91
負債合計	39,096	40,378

(単位：百万円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,299	22,292
資本剰余金	33,737	33,730
利益剰余金	20,718	28,904
自己株式	△21	△21
株主資本合計	76,734	84,906
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△17	1
評価・換算差額等合計	△17	1
新株予約権	708	665
純資産合計	77,425	85,573
負債純資産合計	116,521	125,951

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
売上高	25,754	29,738
売上原価	10,844	15,334
売上総利益	14,909	14,404
販売費及び一般管理費	※1 6,571	※1 6,811
営業利益	8,338	7,592
営業外収益		
受取利息	47	38
有価証券利息	0	0
その他	59	43
営業外収益合計	106	82
営業外費用		
その他	3	8
営業外費用合計	3	8
経常利益	8,441	7,666
特別利益		
新株予約権戻入益	1	11
投資有価証券売却益	—	17
特別利益合計	1	28
特別損失		
事業構造改善費用	※2 218	※2 61
固定資産除却損	19	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	24
特別損失合計	237	85
税引前四半期純利益	8,205	7,609
法人税等	3,360	3,086
四半期純利益	4,845	4,522

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	8,205	7,609
減価償却費	352	366
株式報酬費用	56	54
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△14	△597
その他の引当金の増減額 (△は減少)	6	11
受取利息及び受取配当金	△67	△49
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△17
固定資産除売却損益 (△は益)	19	0
売上債権の増減額 (△は増加)	5,168	1,980
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△0	0
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△301	△596
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,062	2,342
未払金の増減額 (△は減少)	△1,619	△554
前受金の増減額 (△は減少)	3,046	2,743
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	1,184	△301
その他	5	27
小計	14,979	13,019
利息及び配当金の受取額	113	22
法人税等の支払額	△7,269	△8,323
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,823	4,718
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△102	△130
有形固定資産の売却による収入	—	0
無形固定資産の取得による支出	—	△1
投資有価証券の売却による収入	—	30
貸付金の回収による収入	37,015	—
定期預金の預入による支出	△30,000	△5,000
定期預金の払戻による収入	—	9,000
差入保証金の差入による支出	△2	△0
差入保証金の回収による収入	146	41
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,057	3,939
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	14
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△12,723	△12,719
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,723	△12,704
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,157	△4,047
現金及び現金同等物の期首残高	17,464	23,354
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 19,621	※ 19,307

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)
<p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>「資産除去債務に関する会計基準」の適用</p> <p>当第1四半期会計期間から平成20年3月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。この適用による、営業利益、経常利益、税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)
<p>税金費用の計算</p> <p>当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年8月31日)	前事業年度末 (平成22年5月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,169百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 3,824百万円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)								
<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">2,574百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">461百万円</td> </tr> </table>	従業員給与	2,574百万円	賞与引当金繰入額	461百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">2,740百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">604百万円</td> </tr> </table> <p>(表示方法の変更)</p> <p>前第1四半期累計期間において「従業員給与」と「賞与」を区分しておりましたが、財務諸表の比較可能性を向上し、表示の明瞭性を高めるため勘定科目を見直しました。その結果、当第1四半期累計期間より賞与と従業員給与を一括し、「給与及び賞与」として表示しております。</p> <p>なお、当第1四半期累計期間の「給与及び賞与」に含まれている「従業員給与」「賞与」は、それぞれ2,728百万円、12百万円であります。</p>	給与及び賞与	2,740百万円	賞与引当金繰入額	604百万円
従業員給与	2,574百万円								
賞与引当金繰入額	461百万円								
給与及び賞与	2,740百万円								
賞与引当金繰入額	604百万円								
<p>※2 「事業構造改善費用」は事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金、賃借オフィスの撤退に伴う原状回復工事費用等であります。</p>	<p>※2 「事業構造改善費用」は事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金等であります。</p>								

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年8月31日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年8月31日現在)
現金及び預金 46,621百万円	現金及び預金 49,305百万円
有価証券 3,000百万円	有価証券 5,002百万円
預入期間が3か月超の定期預金 <u>△30,000百万円</u>	預入期間が3か月超の定期預金 <u>△35,000百万円</u>
現金及び現金同等物 19,621百万円	現金及び現金同等物 19,307百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年8月31日)及び当第1四半期累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	127,096,471

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	4,585

3 新株予約権等に関する事項

目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期会計期間末残高 (百万円)
—	—	708

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年7月23日 取締役会	普通株式	12,708	100	平成22年5月31日	平成22年8月12日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度の末日と比較して著しい変動はないため記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度の末日と比較して著しい変動はないため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、経営組織の形態、製品・サービスの特性に基づき、事業セグメントを集約した上で、「ソフトウェア・ライセンス」、「アップデート&プロダクト・サポート」、「ハードウェア・システムズ」、「サービス」の4つを報告セグメントとしております。

「ソフトウェア・ライセンス」は企業活動で利用される様々なデータベース管理ソフトウェア、ミドルウェア及びアプリケーションソフトウェアを販売しております。

「アップデート&プロダクト・サポート」はソフトウェア・ライセンスの更新権及び技術サポートの提供を行っております。

「ハードウェア・システムズ」はサーバーやストレージ等のハードウェアの販売及びハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンス等の提供を行っております。

「サービス」はコンサルティングサービス、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自平成22年6月1日至平成22年8月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上 額 (注)2
	ソフトウェア・ ライセンス	アップデー ト&プロダ クト・サポ ート	ハードウェ ア・システ ムズ	サービス	計		
売上高							
外部顧客への売上高	7,337	15,185	3,351	3,862	29,738	—	29,738
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	7,337	15,185	3,351	3,862	29,738	—	29,738
セグメント利益	166	8,067	283	598	9,116	△1,523	7,592

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,523万円は、全社費用であります。主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年8月31日)	前事業年度末 (平成22年5月31日)
603.63円	668.10円

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 38.13円	1株当たり四半期純利益金額 35.59円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 35.58円

(注) 1 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円)	4,845	4,522
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	4,845	4,522
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	127,087	127,089
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	35
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間
(自平成22年6月1日
至平成22年8月31日)

(新株予約権の発行)

当社は、平成22年9月22日開催の取締役会において、平成22年8月26日開催の定時株主総会で承認された、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、下記のとおり決議いたしました。

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式309,200株を上限とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数は100株とする。

2. 新株予約権の割当対象者及び割当予定数

当社取締役4名に対し600個

当社従業員471名に対し2,492個

3. 新株予約権の割当日

平成22年10月15日

4. 新株予約権1個と引換えに払い込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

1株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月(平成22年9月)の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月15日から平成32年9月22日まで

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役、従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役、従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

- ① 平成24年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成26年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(リース取引関係)

前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

2 【その他】

平成22年7月23日開催の取締役会において、第25期(自平成21年6月1日至平成22年5月31日)期末配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 12,708百万円
- ② 1株当たりの金額 100円
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年8月12日

(注) 平成22年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払いを行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月14日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 上 恵 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第25期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月14日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸 田 彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第26期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成22年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月15日

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤隆雄および当社執行役 専務 最高財務責任者 野坂茂は、当社の第26期第1四半期（自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。